

業 務 委 託 仕 様 書

照 合	土木課長	照合者
--------	------	-----

業務名	令和3年度 ソフトビジネスパーク島根G5区画 伐採業務		道川港名		
			施工位置	松江 市 北陵 町 地内	
契約の方法及び条件	契約方法	指名競争入札		入札(見積)場所	しまね土地住宅機構 会議室
	入札(見積)日時	令和3年 7月 27日 10:00 開札 (郵便)		質問期限	令和3年 7月 15日 17:00 まで
	入札保証金	島根県会計規則第65条の4の規定により免除する。		契約保証金	島根県会計規則第69条の2第1項第7号の規定により免除する。
	前払金	有		最低制限価格	設けない
	部分払	無		その他の条件	①県税の滞納のない者であること。 ②郵便入札とする。 ③入札回数は再度入札を含め、2回までとする。
				完成期日	令和3年 8月 31日 限り
公告	文書番号	島住公 第 号 令和 年 月 日			
契約の内容	区分	契約年月日	着工年月日	竣工年月日	請負金額
	当初契約	・ ・	・ ・	・ ・	
	変更契約	・ ・	・ ・	・ ・	
	変更契約	・ ・	・ ・	・ ・	
	請負者住所・氏名	都 道	区 市 郡	町 村	商号又は名称
監督職員	総括監督員		主任監督員		監督員
記事	<p>本件は島根県会計規則及び島根県建設工事等入札執行要領の定めるところにより執行する。  <b>【落札者の決定】</b>          落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額を落札金額とするので、入札書に記載する金額は見積った契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を含んだ額)の110分の100に相当する金額とすること。          この場合、10%に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しません。</p> <p>選定区分: I ・ <b>II</b> ( I : 県外含む II : 県内のみ)</p> <p>本件業務の最低制限価格の算定は、「島根県建設工事関連業務委託低入札対策実施要領」(平成31年4月15日以降、算定方法を改定)による。          島根県HP(<a href="http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/gyomu_teinyu_taisaku.html">http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/gyomu_teinyu_taisaku.html</a>)に掲載。</p>				

## 令和3年度 ソフトビジネスパーク島根G5区画伐採業務 特記仕様書

### 1. 適用範囲

本仕様書は、令和3年度 ソフトビジネスパーク島根G5区画伐採業務に適用する。

### 2. 諸規定の遵守

業務委託の処理に当たっては本仕様書に定めるもののほか、「契約書」、「設計図書」、「島根県土木工事共通仕様書」等の諸規定を遵守し、円滑な執行を図らなければならない。

### 3. 業務内容

- (1) ソフトビジネスパーク島根G5区画用地内の伐採、除草業務とする。
- (2) 作業の実施時期は、業務計画書を作成し作業にあたっては事前に監督員と協議すること。
- (3) 作業の実施にあたっては、平日の昼間作業を原則とする。なお、夜間及び日曜、祝祭日等に作業を行う必要のある場合は、あらかじめ監督職員と協議しなければならない。
- (4) 作業開始前、作業終了後は監督員に報告を行うこと。

### 4. 提出書類

- (1) 業務着手通知書、主任技術者通知書（契約締結後速やかに提出）
- (2) 工程表（契約締結後速やかに提出）
- (3) 業務計画書（作業開始前に提出し、監督員が確認した後に作業を開始する。）
- (4) 履行報告書（毎月月末）
- (5) その他監督員が必要と認める図書
- (6) 業務完了届（着手前・着手後の写真を添付）

### 5. 草、伐採木の処分

本業務に伴い発生する草の運搬処理は、人力刈払いを想定し2tトラック5台による運搬としている。伐採木の運搬処理は、10tトラック13台による運搬としている。運搬車両は仮定規格、運搬処理量は概算数量として見込んでいる。このため、受注者は、着手前に使用できる運搬車両、効率性等を考慮し、最適な運搬処理計画（運搬車両規格、荷台寸法、計画台数等）を立案し、施工計画書へ記載のうえ、予め監督職員と協議を行うこと。

運搬車両規格については、計画の妥当性が認められる場合は設計変更の対象とする。

但し、受注者の責による場合はこの限りではない。また、処理量については、マニフェストによる数量確認により設計変更の対象とする。

なお、草の処分先は下記の施設を見込んでおり、島根県土地開発公社への請求（振込 払い）とする。伐採木の処分費は設計に見込み、受注者による支払いとする。

伐採木の処分量は枝葉・幹と根株は数量を分けて数量管理することとし、また、造成森林部分とそれ以外の部分も数量は区分して管理すること。

伐採面積は概算面積のため、三斜法により算出・管理し、設計変更の対象とする。

草の処分先施設名：エコクリーン松江（松江市鹿島町上講武 1699-1）

受入時間：平日 9:00～11:20、13:00～16:00

木の処分先：別添の特記仕様書による。

#### 6. 仮設工

敷き鉄板の数量は概算数量にて算出している。受注者は、着手前に最適な仮設計画を立案し、施工計画書へ記載のうえ、予め監督職員と協議を行うこと。

計画の妥当性が認められる場合は設計変更の対象とする。

交通誘導員の員数も概算数量にて算出している。誘導員の員数は実績により変更するものとする。

#### 7. 疑義

設計図書、仕様書、契約書等に明記されていない事項、又は疑義の生じた事項については、協議により決定するものとする。

## 建設廃棄物の処理に関する特記仕様書

1. 建設廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）及び島根県建設副産物処理要領に基づいて行うこと。
2. 建設廃棄物の処理を委託する場合は、建設廃棄物処理法の許可を得た業者に委託するか、個別指定を受けて適切に処理すること。この場合は、書面で委託契約を締結し、工事完成時に委託契約書を提示すること。
3. 建設廃棄物が適正に処理されたことを産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより確認し、処理完了後にD票及びE票、または電子マニフェストから印刷した受渡確認票（JWNETのロゴマーク付き）を提示すること。  
また、マニフェストをもとに種類毎の処理量の集計表（様式は問わない）を作成し、提出すること。
4. 受注者が自ら処理する場合は、処理前後を対比して処理数量及び処理状況が確認できる図面、写真等の資料を提出すること。
5. 建設廃棄物の処理について、管轄の保健所と協議した場合はその資料の写しを提出すること。
6. 本工事の施工に伴い発生した建設廃棄物は、以下により処理すること。

### (1) コンクリート塊

コンクリート塊の工事現場からの搬出については、工事現場から直線で半径20キロメートルの範囲内の再資源化施設に原則搬出すること。

### (2) アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊の工事現場からの搬出については、工事現場から直線で半径40キロメートルの範囲内の再資源化施設に原則搬出すること。

#### 【該当しない場合は以下を削除】

また、再生加熱アスファルト混合物としてリサイクルを推進するため、原則次の条件を満たす施設へ搬出すること。

再生アスファルト骨材用受入施設

- ・再生アスファルト合材施設
- ・中間処理施設のうちアスファルト・コンクリート塊を再生アスファルト骨材用として、再生アスファルト合材施設へ搬出する施設

なお、再生アスファルト骨材用受入施設は、島根県ホームページの「しまね再資源化施設情報検索システム」(<http://web-gis.pref.shimane.lg.jp/Recycle/>)において「As コンクリート塊（再生As骨材用）」として登録されているので確認すること。

### (3) 建設発生木材（伐木・除根材を含む）

#### 【建設発生木材（伐根材等）を法面保護工事で再利用する場合】

本工事から発生した建設発生木材（建築廃材を除く）は、同一事業地内において、チップ吹付工の基盤材として利用する計画であり、下記により発生木材をチップ化すること。破碎後は適切に管理すること。

再生利用用途	事業地内で施工予定の法面保護工事の基盤材	
再生利用予定時期	令和〇〇年〇〇月	
木材チップ規格	〇〇mm以下	38mm以下
建設発生木材発生見込み量（A）	〇〇〇m <sup>3</sup>	
建設発生木材チップ化見込み量（B）		
基板材用木材チップ必要量	〇〇〇m <sup>3</sup>	
建設発生木材余剰見込み量（A）－（B）	〇〇〇m <sup>3</sup>	本工事にて再資源化施設等へ搬出
木材チップ保管場所	事業地内〇〇付近	

工事完成検査時には下記状態に調整し、検査を受け引き渡すものとする。

- 1) 降雨時の流水の侵入を防ぐ溝切りや整地等を行った保管場所に、形状を整え集積すること。なお、最大積み上げ高さは5m以下とすること。
- 2) 囲いの設置：発生木材、虎ロープ等を用い、容易に倒伏しない囲いを集積した木材チップの周囲に設置すること。
- 3) 掲示板の設置：60cm×60cm以上の表示板に下記事項を記載し、見やすい場所に容易に倒壊しないように設置すること。

揭示すべき事項

- ①保管者の名称、②連絡先(住所、電話番号、担当部署名)、
- ③保管量 m<sup>3</sup>、④保管期間 R 年 月 ~ R 年 月

**【建設発生木材を再資源化施設へ搬出する場合】**

工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設に搬出すること。ただし、工事現場から 50 km の範囲内に再資源化施設がない場合、または以下の 1) 及び 2) の条件を共に満たす場合は、再資源化に代えて縮減（焼却）することができるものとする。

- 1) 工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合
- 2) 縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合

**(4) 建設汚泥**

建設汚泥を改良処理し現場内利用及び工事間利用する場合は、「建設汚泥の処理及び再生利用に関する特記仕様書」によるが、中間処理（脱水等の縮減）～最終処分場に搬出する場合は下記 7 による。

7. 本工事の施工に伴い発生する建設廃棄物は、下表に示す処理施設への搬出を計画している。

なお、次表は積算上の条件明示であり、明示する処理施設での受け入れが困難となった場合などにより、明示する施設と異なる施設へ搬出せざるを得ないなどの場合は設計変更の対象とする。但し、受注者の責による場合はこの限りではない。

また、アスファルト・コンクリート塊の搬出先について、上記 6 (1) の条件を満たさない施設を選定する場合には、監督員と協議すること。

廃棄物処理施設

建設副産物の種類	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	建設発生木材	建設汚泥 (中間処理～最終処分)	その他 ( )
① 受入れ場所			松浦造園(株) 破砕施設		
②受入れ時間帯	時 分～ 時 分迄	時 分～ 時 分迄	8時00分～ 17時00迄	時 分～ 時 分迄	時 分～ 時 分迄
③受け入れ費用	受け入れ費用については、平日を見込んでいる。				
④仮置き等					
⑤受け入れ条件	最大粒径 cm程度	最大粒径 cm程度	遵守すること		
備考					

8. 建設発生木材の運搬処理について

本工事に伴い発生する木材については、有価物として利用又は売却に努めるものとし、建設発生木材の有効利用及び廃棄物の減量化を図ること。有価物として利用又は売却できない建設発生木材については以下により適正に処理すること。

(1) 運搬処理計画について

本工事に伴い発生する木材（伐木・除根材を含む）の運搬処理は、普通ダンプトラック 10t13 台により運搬し、処理量 260 m<sup>3</sup>(t)とし、運搬車両は仮定規格、運搬処理量は概算数量として見込んでいる。

このため、受注者は、着手前に使用できる運搬車両、効率性等を考慮し、最適な運搬処理計画（運搬車両規格、荷台寸法、計画台数等）を立案し、施工計画書へ記載のうえ、予め監督職員と協議を行うこと。

運搬車両規格については、計画の妥当性が認められる場合は設計変更の対象とする。

但し、受注者の責による場合はこの限りではない。

また、処理量については、マニフェストによる数量確認により設計変更の対象とする。

(2) 運搬車両への積込みについて

木材を運搬車両へ積込む際には、かさばらない状態で積込み、減量化に努めるものとする。

かさばらない状態とは、幹については枝葉を切り落とし2～3m程度に切断し、雑木や枝葉等がかさばるものについては1m程度に切断した状態で積込み、空隙を極力少なくした状態をいう。ただし、処理施設側で長さ等の制限がある場合はこれに従うものとする。

1) 運搬処理の管理について

建設発生木材のダンプトラック搬出にあたっては、運搬車両の規格、荷台寸法毎に1台当たりの搬出量が確認できる荷姿の写真を各1枚撮影し、それに台数を乗ずるなどの手法で全体搬出量を把握すると共に、搬出状況写真と併せて管理資料へ添付すること。

ただし、トラックスケールによる搬出量管理ができない場合は、積載量が満載に限りダンプトラック10台に1台の割合で荷姿の写真管理を行うものとする。また、積載量が荷台への満載となっていない場合は、積載高の計測及び写真管理を全て行い、搬出量を確認できるものとする。なお、荷台に目盛りを表示し、荷姿の写真管理を全て行うことによって積載高の計測は省略できるものとする。測定または荷姿写真の結果から1台当たりの積載量を算出し、これにより全体搬出実績の集計表を作成し、搬出量検収として荷姿写真と共に管理資料へ添付すること。

## 建設リサイクル法に関する特記仕様書

1. 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）」に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、建設工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

### (1) 分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他（ ）	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※当てはまる□に「レ」印を記入。

### (2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	コンクリート	アスファルトコンクリート	木 材
施設の名称			松浦造園(株)破碎施設
所 在 地			松江市大庭町1632番地24
受 入 時 間			8:00～17:00
仮 置 き 等			
受 入 条 件	最大粒径    cm程度	最大粒径    cm程度	遵守すること
備 考			

注1) 上記(2)については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

注2) 土木工事に伴い発生する伐採木、伐根材や草は建設資材ではないため、特定建設資材廃棄物には該当しない。

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

# 再資源化等報告書

令和 年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 - ) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

## 記

1. 工事の名称 \_\_\_\_\_

2. 工事の場所 \_\_\_\_\_

3. 再資源化等が完了した年月日 令和 年 月 日

4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地  
(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 \_\_\_\_\_万円



# 工事数量総括表

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
本工事費(1工区)						
基盤整備			式			
敷地造成工						
伐採工						
伐採						
伐採 刈払機、チェーンソー						
	589		㎡			
集積 バックホウ0.45級フォーク付、人力						
	589		㎡			
積込み バックホウ0.45級フォーク付						
	160		m <sup>3</sup>			
場外トラック運搬 L=15.9km						
	8		台			

## 工事数量総括表

頁0-0002

費目・工種・施工名称など 処分費等 (直工分)	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
処分費 枝葉・幹	120	空m <sup>3</sup>			
処分費 根株	40	空m <sup>3</sup>			
直接工事費		式			
共通仮設費 (率分)		1式			
共通仮設費計					
純工事費					
現場管理費		1式			
工事原価					



## 工事数量総括表

頁0-0004

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
本工事費(2工区)						
基盤整備			式			
敷地造成工						
伐採工						
伐採						
伐採 刈払機、チェーンソー	436		㎡			
集積 バックホウ0.45級フォーク付、人力	436		㎡			
積込み バックホウ0.45級フォーク付	100		m <sup>3</sup>			
場外トラック運搬 L=15.9km	5		台			

## 工事数量総括表

頁0-0005

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
処分費等 (直工分)						
処分費 枝葉・幹	75		空m 3			
処分費 根株	25		空m 3			
除草工						
機械除草 機械除草 I (肩掛式)	2,713		m2			
集草	2,713		m 2			
積込・運搬	2,713		m 2			
場外運搬	5		台			
仮設工						

## 工事数量総括表

頁0-0006

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
工事用道路工						
敷鉄板						
敷鉄板設置						
	687		m2			
敷鉄板撤去						
	687		m2			
敷鉄板賃料 22×1524×3048, 802kg/枚 賃貸期間10日						
	153		枚			
交通管理工						
交通誘導警備員						
交通誘導警備員B						
	10		人			
直接工事費						
			式			

## 工事数量総括表

頁0-0007

	費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
運搬費							
				1 式			
仮設材運搬費							
				式			
	仮設材等(鋼矢板, H鋼, 覆工板, 敷鉄板等)運搬 運搬距離 5km 製品長 12m以内	1		式			
共通仮設費 (率分)							
				1 式			
共通仮設費計							
純工事費							
現場管理費							
				1 式			
工事原価							
一般管理費等							
				1 式			





# 位置図

